

尾張旭市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者（尾張旭市施設管理協会）監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成30年7月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

平成 28、29 年度の尾張旭市施設管理協会（尾張あさひ苑指定管理者）に対する指定管理料に係る出納その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

平成 30 年 4 月 27 日から平成 30 年 5 月 29 日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの 財産経営課）

指定管理者から提出された事業報告書等の記載内容について、担当課において十分な確認作業が実施されていなかった。

指定管理者制度の運用においては、指定管理者には、協定書及び仕様書に基づき実施した事業結果を市に報告することが義務付けられ、市には、その内容を調査・確認することにより、協定内容が適正に履行されていることを検証し、改善の必要が認められる場合には、適切な指示を行うことが求められている。

7 要望事項

(1) 前回（平成 24 年 10 月 29 日）の指定管理者監査において利用者数の増加に向けての監査意見が付されており、提案内容について試行したとのことであるが、

実施結果についてデータに基づく分析が行われていなかった。経営の改善に当たっては、単に提案された改善策を実施するだけでなく、実施結果について分析し、効果の検証に努められたい。

また、平成30年度から顧客情報を管理するシステムを導入したとのことであるが、今後は収集したデータの分析結果を活用することで、新たな顧客確保に向けて、具体的な改善策を目に見えるような形で示すなど、サービス向上に向けて積極的に提案し、経営者としての意識を持って改善につなげてほしい。

- (2) 尾張あさひ苑の指定管理者が市の施設管理協会であることから、会計方式としては行政の会計制度である特別会計を採用しているが、企業会計への移行を検討すべき時期にあると思慮される。民間の会計方式である複式簿記を導入することにより、市民に対し経営状況や財政状況を明らかにするとともに、経営の改善につなげられたい。